

保健衛生だより

◎健診・学級・相談

12月	月日	行事名	対象	時間	場所
21	1才6カ月健診	S 63・5月～6月生		午後1時～2時30分	保健センター
	3才児健診	S 61・11月～12月生			

◎12月 予防接種

12月	月日	接種名	対象	時間	場所
13	12	麻疹	S 62・6月～63・5月生	午後2時～3時	保健センター
		風しん	中学2年女子	午後2時～	光中学校

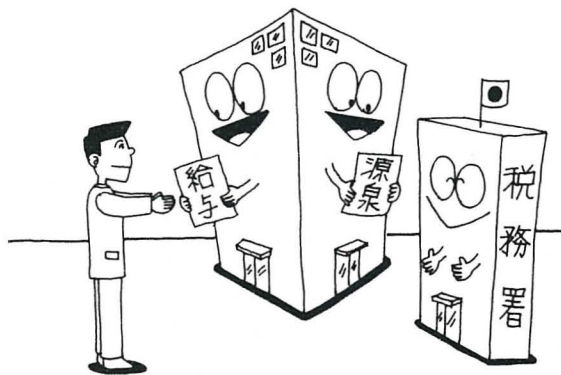
税金のしるし

高校生・大学生を

持つ家庭に朗報…

高校生・大学生を持つ家庭では、教育費等の出費が大変ですね。今回の税制改革ではこのような点にも配慮しています。

一般の扶養親族の場合の扶養控除額は35万円となっていますが、16歳以上23歳未満の扶養親族の場合は35万円に代



えて45万円の割増控除を認めることとされました。

この割増控除は平成元年分

税金の納付…

忘れていませんか



ことしも残す所一カ月、忙がしさのあまりつい税の納付が遅くなって、という方はいませんか。

今月は町県民税4期分・国民健康保険税6期分の納期です。

滞納されている方はこれを機会に完納され、明るい新年を迎えましょう。

の所得税から適用されますが、年齢が22歳までとなっていますから浪人や留年は禁物ですね…

暮らしと未来を築きます

新税制

ご存知ですか？

給与や賃金を支払う方へ

(給与所得の源泉徴収票や
給与支払報告書の交付と提出)

平成元年中に俸給、給料、賃金などの給与等の支払者は「給与所得の源泉徴収票」を作成し、平成2年1月31日までに、すべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、すべてのものを受給者の平成2年1月1日現在の住所地の市町村に提出することになっています。

青色申告をする人で専従者給与を支払う方、臨時であっても従業員を雇う方ご注意ください。

用紙は、役場税務課にあります。

工業統計調査にご協力を

この調査は、製造業に属する事業所を対象として従業者数や製造品出荷額などを調査し、我が国工業の実態を明らかにすることを目的として行われます。

▼問い合わせ

役場企画財政課

☎ 84 1 2 1 1 内線 1 2 4

今年も12月31日現在で行われますので、調査員が伺った際は、ご協力ください。

